

# 〈水質汚濁事故対策〉

## 琵琶湖・淀川水系における水質保全 -淀川水質協議会における取組-

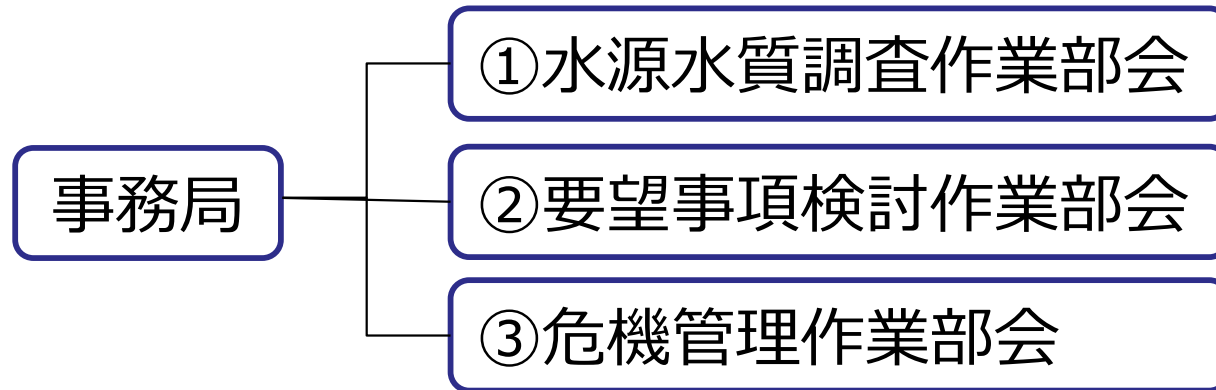
淀川水質協議会

# 淀川水質協議会の概要

## 淀川水質協議会

- 設立年度  
昭和40年8月設立
- 参加団体
  - ・**淀川下流から取水する水道事業体** 7 団体で結成  
(大阪市、守口市、枚方市、寝屋川市※、尼崎市、大阪広域水道企業団(旧大阪府)、阪神水道企業団) ※平成30年退会
  - ・現在、**9水道事業体で活動**  
(S57.6~吹田市、H4.4~西宮市、H9.4~伊丹市)

# 淀川水質協議会の活動



## ①水源水質に関する調査

- ・琵琶湖、淀川流域の水源水質共同監視
- ・放射性物質に関する調査

## ②水源水質保全に関する要望活動

国（国土交通省・環境省）及び上流関係機関（近畿地方整備局）への要望活動

## ③危機管理に関する事項

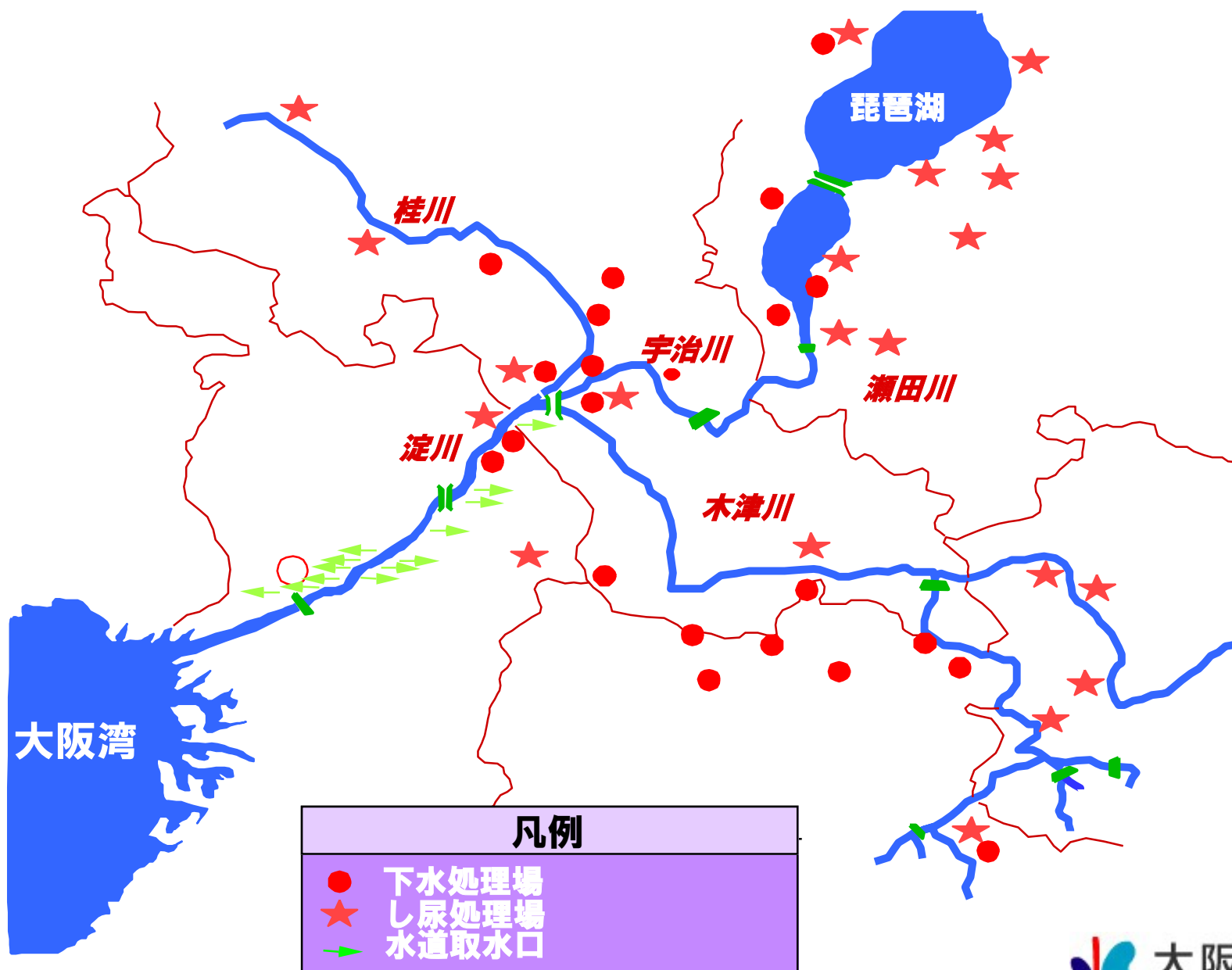
- ・緊急連絡体制の整備
- ・水質事故情報伝達訓練の実施

# 淀川における水質事故対応

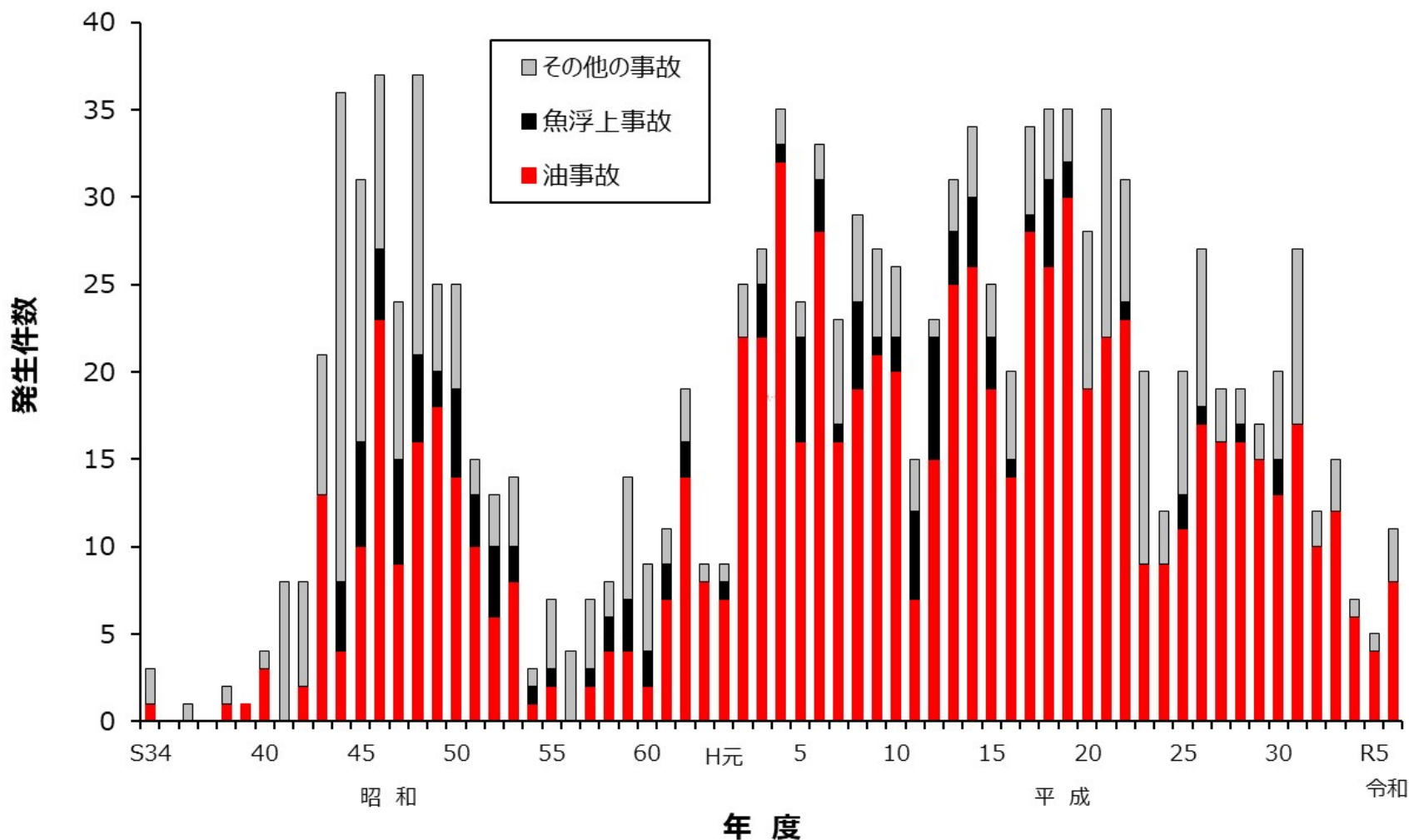
## 琵琶湖・淀川水系の特徴

- 阪神間在住1,700万人の貴重な水道水源
- 上流域が都市化され、流域内人口密度が高い
- 工場等の事業所なども多く、水質汚染の潜在的なリスクが高い

# 淀川水系内の下水処理場、し尿処理場

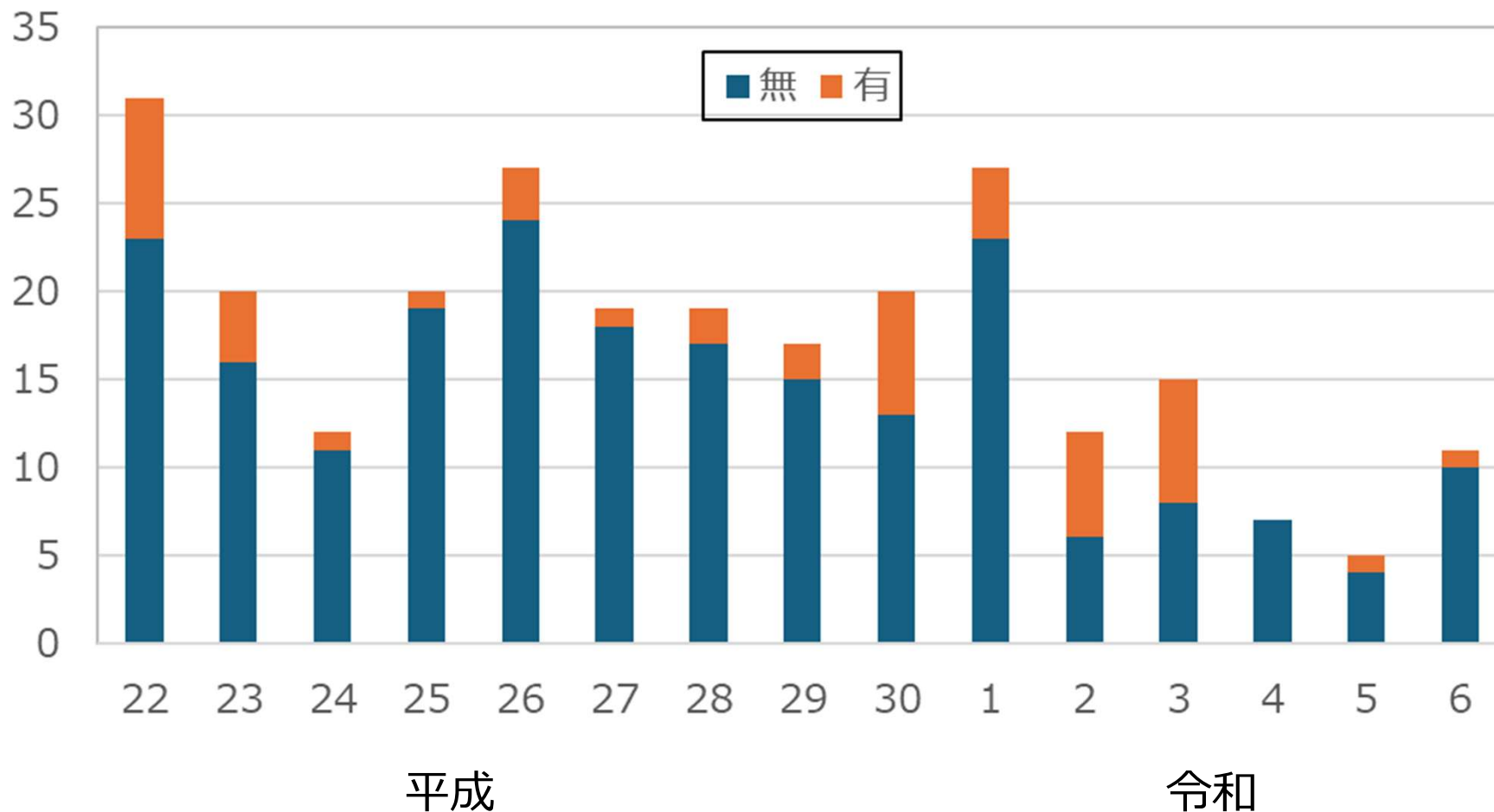


# 淀川における水質事故件数の推移

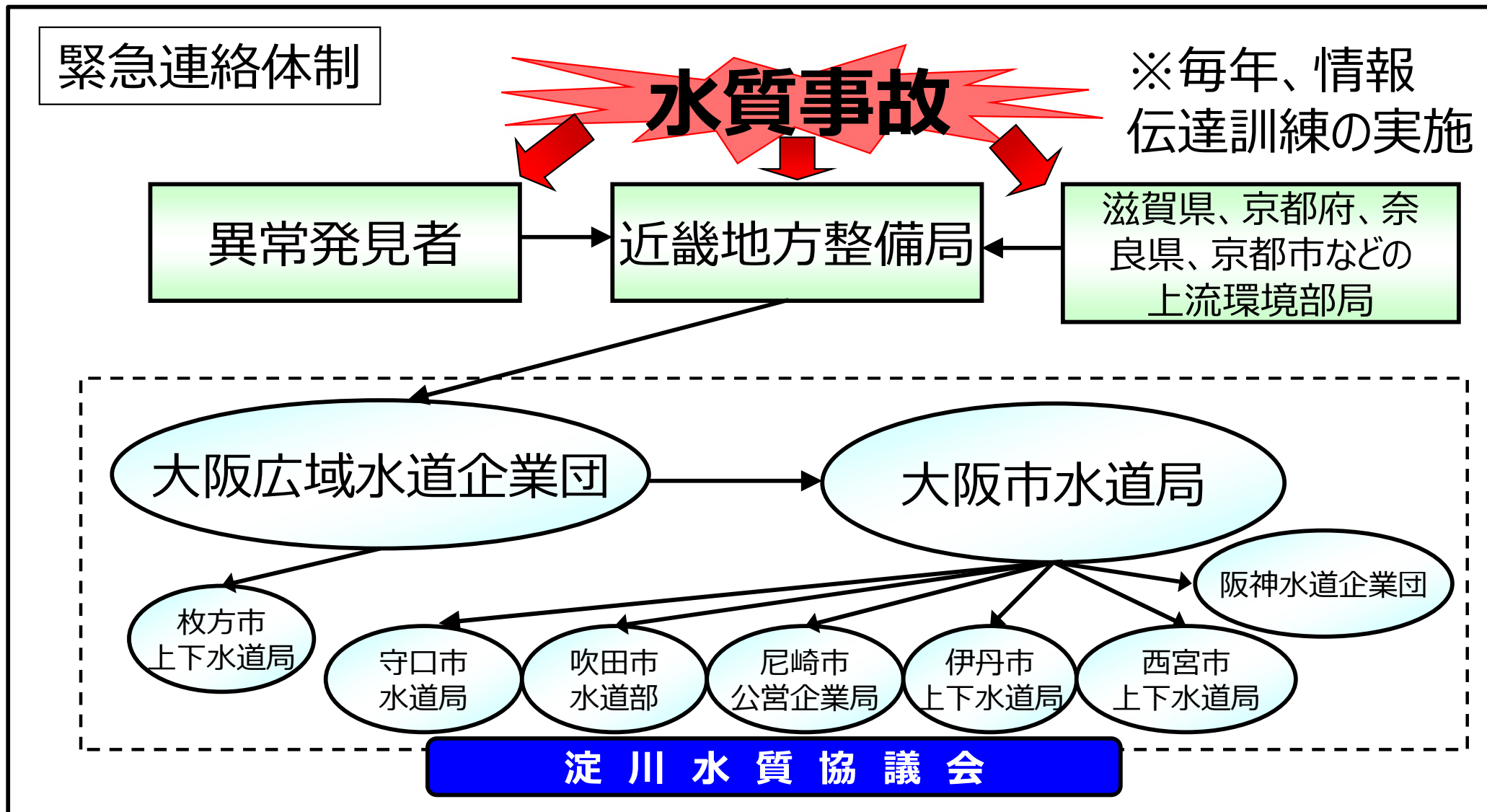


# 水質事故の浄水処理への影響の有無

(件)



# 水質事故連絡体制

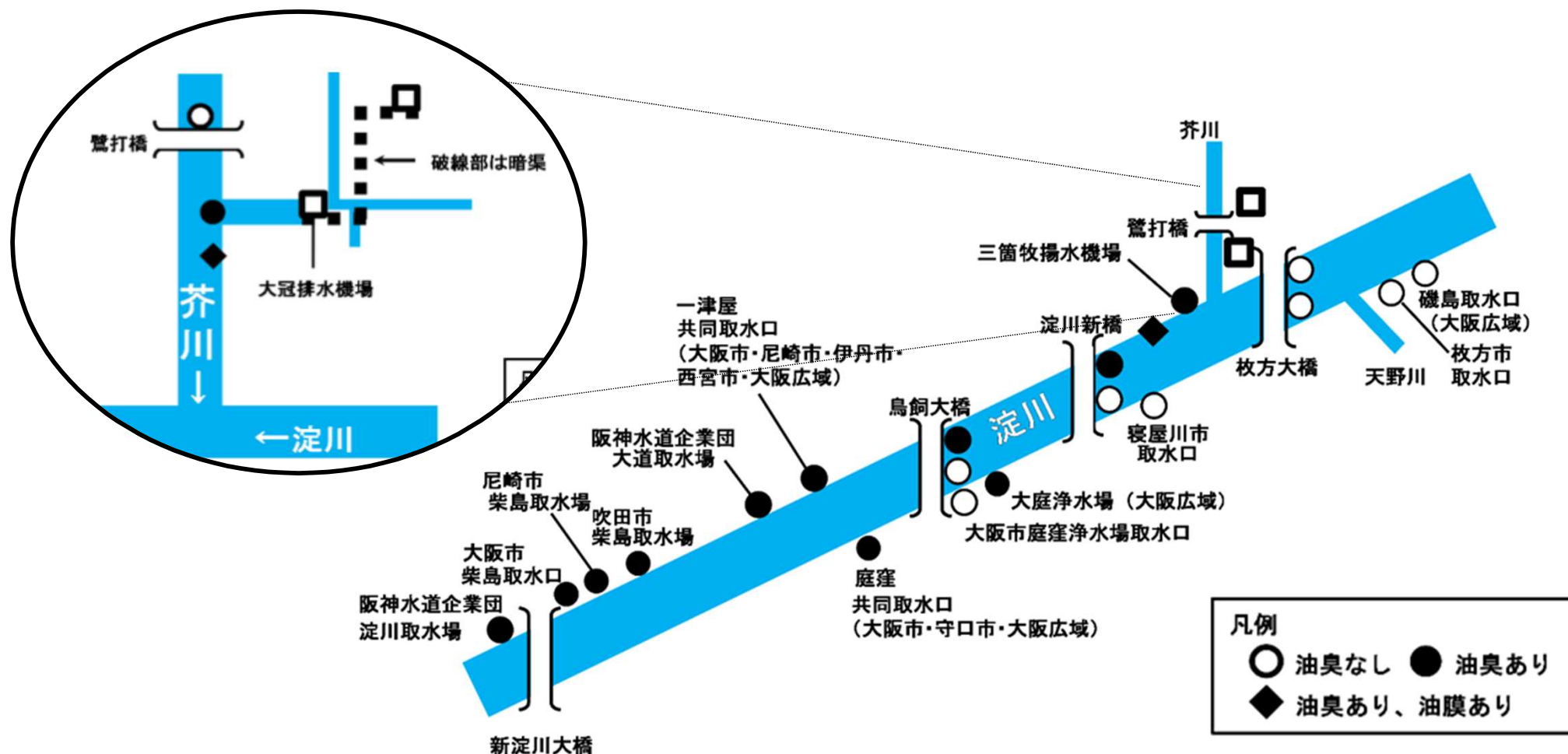


## 浄水処理に特に大きな影響を及ぼした事故事例

発生年月	事故	原因
平成15年10月	黒田川油流出事故	ガソリンスタンドからの軽油 (約1kL)流出
平成26年5月	芥川油流出事故	下水処理施設からの重油流出 (0.5~1.2m <sup>3</sup> )

# 【事故事例】高槻水みらいセンターからの油流出事故

- 平成26年9月10日から11日にかけて、高槻市の下水処理施設より重油が流出
- 大冠排水機場と芥川合流点以降 6 事業体の浄水場原水にて油臭を検知



## 水道事業体の対応

事業体	対応
大阪広域水道企業団	粉末活性炭注入、オイルブロック、オゾン処理強化、取水停止（三島浄水場工水系を停止、上水系から振替）
大阪市	オゾン処理強化、吸着マット設置
阪神水道企業団	粉末活性炭注入、オゾン処理強化
尼崎市	オゾン処理強化
吹田市	粉末活性炭注入、吸着マット、オゾン処理強化、取水量変更
伊丹市	オゾン処理強化、取水変更、吸着マット

## 水道水質への影響

- 水道水については、浄水処理強化の結果、影響なし
- 一部の工業用水は、油臭が残るなどの影響を受けた

# 淀川水質協議会としての対応

## 【事故発生時】

- 連絡網を活用した情報共有

## 【事故対応完了後】

- 現地視察
- 抗議文の提出(大阪府高槻水みらいセンター)
- 損害賠償請求
- 所管部局への緊急要望（大阪府都市整備部）
- 淀川水系に存在する排水機場調査

# 水道事業者が水道水の安全性を 確保するために必要なこと

- 水源での水質事故を抑止すること
- 事故が発生した場合、速やかに情報を得て浄水処理で有効な処置をとること

# 令和7年度要望内容

### iii 浄水処理対応困難物質への対応について

【要望先】：国土交通省、環境省

【国土交通省】

関係省庁へ

- ・浄水処理対応困難物質が化管法の指定化学物質、水濁法の指定物質となるように働きかけること。
- ・使用者への指導及び水源事故の重大性を周知するように働きかけること。

規制強化

【環境省】

- ・浄水処理対応困難物質を化管法の指定化学物質、水濁法の指定物質とし、これらの物質に対する規制の考え方を関係省庁へ提示すること。
- ・浄水処理対応困難物質の使用者に対して、指導・注意喚起を徹底し、水源事故の重大性を広く周知すること。



#### 化管法（PRTR制度）

有害性のある化学物質の環境への排出量を把握し、環境保全上の支障が生ずることの未然防止。

#### 水質汚濁防止法

工場等から公共用水域に排出される水の排出、地下浸透する水の浸透を規制するとともに、公共用水域、地下水の水質汚濁の防止を図り国民の健康を保護。

## v. 危機管理対策の強化のための施策の推進について

【要望先】：国土交通省、環境省、近畿地方整備局

【国土交通省】

- ・水質事故の迅速な情報連絡の重要性を広く周知すること。
- ・地元の環境部局との連携を密にし、淀川流域への油類等の流出事故対策を強化すること。
- ・水質事故発生時には、ダムや堰からの放流による希釈等、既存の河川管理施設を有効活用して水質事故被害の最小化を図るための危機管理対策を実施できるよう検討すること。

【環境省】

- ・水質事故時の情報連絡を徹底するよう、関係行政機関に周知すること。
- ・水質事故発生時における、環境部局との協力体制の重要性について、関係行政機関の理解促進に努めること。

【近畿地方整備局】

- ・水質事故の情報連絡の重要性を広く周知すること。
- ・地元の環境部局との連携を密にし、淀川流域への油等の流出防止対策を強化すること。
- ・水質事故発生時にはダム等からの放流による希釈等、河川管理者として被害の最小化を図るための対策を検討すること。